

市税のコンビニ納付開始

平成22年度から市税の支払い窓口として、金融機関、郵便局に加えて全国のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）で納付できるようになりました。

土、日、祝日や夜間も納付できますのでご利用ください。

- コンビニで納付できる税金
 - ① 市県民税（普通徴収）
 - ② 固定資産税・都市計画税
 - ③ 軽自動車税

■納付書の様式を変更します
納付書に、読み取りのためのバーコードを印字します。また、納期別に一枚ごと（綴られていない状態）の単票となります。

納付の際は、納付書記載の期別と納期限をかならず確認の上、各税の納期順に納付してください。



※次の状況ではコンビニで納付ができません。

- ・1件当たりの納付金額が30万円を超える
- ・破損・汚損などによりバーコードが読み取れない
- ・納付書の金額を訂正した
- ・納付書にバーコードが印字されていない

■取り扱っているコンビニ

- ・ エーエム・ピーエム、エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミユニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパ北北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、タイエー、ディリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン（50音順）

◎問い合わせ

本庁 納税課
☎ 40・7075

市税等は期限内に納めましょう

納付は **安心 便利 確実**

な口座振替で！



■口座振替ができる市税など

- ◆市県民税（普通徴収）
- ◆軽自動車税
- ◆固定資産税・都市計画税
- ◆国民健康保険税

■口座振替ができる金融機関
佐賀市内に本・支店がある金融機関および郵便局

■申込場所

- ・ 口座をお持ちの金融機関および郵便局の窓口（佐賀市内）
- ・ 本庁納税課（5階51番窓口）
- ・ 本庁保険年金課（1階8～11番窓口）
- ・ 各支所担当窓口

■必要なもの

- ・ 口座の預（貯）金通帳・通帳の届け出印・納税通知書などの税の通知書番号が分かるもの
- ※国保の窓口には国民健康保険被保険者証も持参ください。
- ※「口座振替依頼書」の郵送による手続きもあります。

■手続き方法

必要なものを持参し、申込場所にて手続きください。申し込み後、振替開始まで1カ月ほどかかります。

●平成22年度 市税納期一覧表

	固定資産税	市県民税 (普通徴収)	軽自動車税
平成22年 4月			
5月	一括・1期 (5月31日)		(5月31日)
6月		一括・1期 (6月30日)	
7月	2期 (8月2日)		
8月		2期 (8月31日)	
9月	3期 (9月30日)		
10月		3期 (11月1日)	
11月	4期 (11月30日)		
12月		4期 (12月28日)	
平成23年 1月		随1期 (1月31日)	
2月			
3月	随期 (3月31日)	随2期 (3月31日)	

◎国民健康保険税の納期については、6月1日号の市報でお知らせします。

（例）5月中旬までに手続き
↓6月納付分から振替開始

■そのほか

振替日は各納期限日です。この日以降に通帳を記帳して確認ください。口座振替済の通知書は送付いたしません。（軽自動車税については、継続検査が必要な車両についてのみ、継続検査用納税証明書を送付します）

◎問い合わせ

本庁 納税課 収納係
☎ 40・7075
FAX 25・5408
本庁 保険年金課
国保税二係
☎ 40・7273
FAX 40・7390

は、記帳した通帳をお持ちください。
※振替が出来なかった場合、再振替は行いません。後日送付する「口座振替不能通知書兼納付書」を使い、現金で納付してください。
※固定資産税および軽自動車税の納税通知書は、5月連休明けに発送します。
くわしくは、担当課まで問い合わせください。

佐賀市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定

子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して楽しみながら子育てできる地域を築くため、佐賀市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定しました。

■計画の期間 平成22年度～平成26年度までの5年間

基本理念

子ども親も心豊かに共育ち 地域・社会で育む子どもの笑顔
 子育ての基本は家庭であることから、子どもだけでなく親も共に育っていただけるような環境を整備し、地域や職場など社会全体が一体となって支えていく佐賀市を目指します。



基本施策

<p>① 地域における子育て、親育ちへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力を活かした子育て支援を行います。 ・子どもと親がともに成長する育ち合いを支援します。 	<p>② 子どもの生きる力を育む環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健やかな成長を支援する環境をつくり出します。 ・教育の充実を図ります。 	<p>③ 支援を要する子どもや家庭を支える取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策に取り組みます。 ・支援を必要とする子どもやその家庭を支援します。
<p>④ 親子の健康の確保・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀市母子保健計画」や「佐賀市食育推進基本計画」の事業と連携した健康づくりを展開します。 	<p>⑤ 仕事の家庭との両立の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や企業、地域が連携して子育てを支援する意識の普及に努めます。 ・働きながらの子育てがしやすい環境づくりに努めます。 	<p>⑥ 子どもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の整備に取り組みます。 ・地域住民等との協働により、子どもの安全の確保に努めます。

※計画の全文は、佐賀市のホームページでご覧いただけます。

◎問い合わせ 本庁 子育て課 子育て支援係 ☎40・7285 FAX 40・7395



佐賀市市民総参加 子ども育成運動推進委員会委員募集

「市民総参加子ども育成運動(子どもへのまなざし運動)」の推進のため、運動の推進委員を公募します。

■応募資格 市内居住の20歳以上で、年4回程度の会議(平日の昼間に開催)に出席可能な人

■募集人員 3人程度

■報酬 市規定の委員報酬

■応募方法 写真付履歴書、作文(子どもの育成や、子ども)

※面接日時は後日通知します。



「子どもへのまなざし運動」まなざしリポーター募集

家庭・地域・企業等・学校等で取り組まれている「まなざし運動」取材し、市民の皆さんに伝えていただく「まなざしリポーター」を募集します。

■対象 市在住の20才以上

■活動内容 年4回掲載予定の市報さが「子どもへのまなざし運動特集」への話題、情報の取材および原稿作成。関連行事などへの参加・協力。

■任期 平成22年6月～平成23年3月

■募集人数 8人程度

■謝礼 年間3万円(交通費の支給はありません)

■申し込み・問い合わせ 〒840-0811

佐賀市大財三丁目11番21号 佐賀市教育委員会

教育総務課 子どもへのまなざし運動推進室

☎40・7354 FAX 40・7394

✉kyoiku@city.saga.lg.jp

書類審査および面接 ※面接日時は後日通知します。

■応募期限 5月21日(金)必着

■選考方法 書類審査および面接

■応募方法 書類審査および面接

※面接日時は後日通知します。

下水道使用料を改定します (農業集落排水処理施設を含む) 〜経営健全化のためご協力ください〜

下水道は、日常生活や事業活動から排出される汚水を処理して、快適で衛生的な生活を営むために、また水質を保全し水環境をよみがえらせる働きのために欠かすことのできない都市施設です。

一方で、下水道事業は、長期にわたり巨額の経費を必要とする事業です。このうち維持管理費（処理場、ポンプ場、管きよ等）および資本費（下水道建設に伴う元利償還費）は、原則として使用料で賄わなければなりません。

しかし、現在の下水道財政は、下水道使用料で汚水処理経費（維持管理費および資本費）を賄っていない状況です。

下水道の財政状況

佐賀市の下水道事業は、昭和47年に整備に着手し、全体整備計画面積に占める整備率は74・3%となっています。

この下水道事業の財源は、国や県からの補助金と地方債（借金）などに依存しておりますが、今後、地方債の元利償還費である資本費が増加し、平成27年度にはピークを迎えます。また、維持管理費も増加するため、平成22年度から25年度までの期間で約15億7千万円の財源不足が見込まれます。

このため、使用料の改定を行わない



▲佐賀市下水浄化センター

場合、この財源不足の全てを一般会計からの繰入金に依存せざるをえなくなり、ほかの行政サービスの低下を招き、市民生活に多大な影響を与えることとなります。

さらに、下水道使用者以外の人の負担が増大し、負担の公平性からみても適性を欠くこととなります。

コスト縮減と

接続率の向上

コスト縮減のために、発注方法や土木工法の変更、堆肥化施設の建設によ

る汚泥処分費の削減、有用微生物を用いた汚泥の減量、汚泥処理時に発生するガスを利用した消化ガス発電による電気料の削減などに取り組んでいます。

接続率の向上に向けた取り組みでは、下水道部門全職員による未接続世帯への一斉訪問指導、接続指導員による戸別指導、融資あっせん・利子補給制度適用条件の緩和などを行っており、今後も粘り強く働きかけていくこととしています。

今後もコスト縮減と接続率の向上に努めていきますが、今回必要最小限の使用料改定をお願いするものです。ご理解とご協力をお願いします。

下水道への接続を

現在下水道へ接続せず、汲み取りまたは単独浄化槽を使用している人は、台所、風呂場などから出る汚水が処理されずに川や公有水面等に直接流れており、みんなの財産である川などを汚していることとなります。

供用開始区域内に家屋、事業所をお持ちの人は、合併浄化槽使用の人も含め、下水道への早期接続をお願いします。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

工事の資金調達でお困りの人は、「佐賀市水洗便所改造資金融資あっせん制度」をご利用ください。

「連帯保証人が必要」など、いくつかの要件がありますが、低利で融資をあっせんいたします。

- ・利率 年利2・5%（平成22年度）
 - ・償還期間 5カ月〜最高42カ月
 - ・償還方法 元利均等償還
- （繰上償還可）

(別表1) 公共下水道および農業集落排水処理施設使用料表

平成22年7月1日改定(1カ月当たり・消費税抜き)

区 分		現 行	改定後	引上額	
一般汚水	基本使用料 10㎡まで	990円	1100円	+110円	
	超 過 使用料 1㎡につき	10㎡を超え20㎡までの部分	160円	178円	+ 18円
		20㎡を超え30㎡までの部分	170円	189円	+ 19円
		30㎡を超え50㎡までの部分	180円	200円	+ 20円
		50㎡を超え100㎡までの部分	210円	234円	+ 24円
		100㎡を超える部分	260円	289円	+ 29円

使用料改定の要旨

下水道経営の健全化のため、市民のみなさんの負担の増大を抑制する立場を取りながら、使用料の算定を行いました。(別表1)
これにより、維持管理費の100%と資本費の48・1%を使用料で賄うこととなります。



▲松原川

※7月1日前後にまたがる検針の「期」の場合、旧料金での計算となります。

から

7月1日(8月1日以降の検針分)

【旧久保田町の区域内】

から

7月1日(9月1日以降の検針分)

【旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧川副町、旧東与賀町の区域内】

●改定時期

改定後 3,024円(税込み)

← 改定前 2,719円(税込み)

下水道使用料

(標準的な水量20㎡)の場合

一般家庭の1カ月当たり

11・2%

●平均改定率

(別表2) 下水道使用料速算表(消費税込み)

【毎月検針地区：1カ月当たり】

旧久保田町の区域内

汚水量	使用料計算式
10㎡まで	1,155円
10㎡を超え20㎡まで	{178円×水量(㎡) - 680円}×1.05
20㎡を超え30㎡まで	{189円×水量(㎡) - 900円}×1.05
30㎡を超え50㎡まで	{200円×水量(㎡) - 1,230円}×1.05
50㎡を超え100㎡まで	{234円×水量(㎡) - 2,930円}×1.05
100㎡超	{289円×水量(㎡) - 8,430円}×1.05

【隔月検針地区：2カ月当たり】

旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧川副町、旧東与賀町の区域内

汚水量	使用料計算式
20㎡まで	2,310円
20㎡を超え40㎡まで	{178円×水量(㎡) - 1,360円}×1.05
40㎡を超え60㎡まで	{189円×水量(㎡) - 1,800円}×1.05
60㎡を超え100㎡まで	{200円×水量(㎡) - 2,460円}×1.05
100㎡を超え200㎡まで	{234円×水量(㎡) - 5,860円}×1.05
200㎡超	{289円×水量(㎡) - 16,860円}×1.05

◎問い合わせ

本庁 下水道企画課 管理係
☎ 34・5043
FAX 33・1505

平成22年度下水道事業受益者負担金・分担金賦課対象地域
本年度は、次の地域の土地所有者または権利者に、公共下水道事業受益者負担金・分担金を納めていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
■対象地域 (各地区の一部が対象)
開成二丁目、神園二丁目、神野西二丁目、巨勢町大字牛島・高尾、南佐賀一丁目・二丁目・三丁目、鍋島町大字蛸久・鍋島・森田・八戸溝、高木瀬町大字長瀬・東高木、兵庫町大字西淵・藤木・淵、兵庫南四丁目、木原三丁目、北川副町大字江上・光法・新郷、本庄町大字末次・本庄、光一丁目・二丁目・三丁目、西与賀町大字厘外・高太郎・字今津・今津乙、嘉瀬町大字中原・扇町・十五・荻野、諸富町大字為重・徳富・寺井津、大和町大字久池井・尼寺、川副町大字犬井道・鹿江、富士町大字小副川、東与賀町大字下古賀、久保田町大字久保田・徳万、